

日介支専協第 2-0007 号

令和 2 年 4 月 9 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その 2）
（ご連絡）

拝啓 新型コロナウイルス感染予防対策を講じながらの緊張の日々が続いていることと存じます。

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省各局課室より、下記の事務連絡が発出されました。資料を添付しご連絡申し上げます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

記

○介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について（その 2）

※タイトルは「介護保険最新情報 Vol. 808～812」の発出について（令和 2 年 4 月 8 日、日介支専協第 2-0004 号）の中でご案内している、介護保険最新情報 Vol. 810 と同様ですが、内容は介護保険最新情報 Vol. 808～Vol. 810 をとりまとめたものです。

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：大室悠・寺西紘佑
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp